



国際社会に向かい合う中国の民間組織の可能性

高明潔¹

序文

1 本稿の問題提起と目的

21世紀の現在、国際社会の中国に対する評価は、中国の経済力の急成長の側面に集まるようになってきている。その評価の背景には、市場経済がグローバル化し世界規模の経済不況の状態が続いている一方、中国のGDPが増長し、「官企結合」という民間企業が国家資金の助けにより海外市場の進出や資源開発も盛んに行われている現状であると考えれば、その評価にも納得できる。

また、中国政府も国際社会と向かいあうに、経済力のみならず、海外で孔子学院を設置するような文化措置にも寄与している。いわば、急成長している経済力と孔子をシンボルとする中国文化は、中国と国際社会とをつなげるための重要なパイプになる。

中国の対外的な影響力が次第に広がりつつあるが、それと同時に、社会的な領域では依然として数多く課題を抱えている。例えば、経済発展に伴う地域格差問題、チベット問題や新疆問題に見られる民族摩擦、汚職腐敗現象、公民の権利に関わる法制問題などで、中国には依然として国際社会から厳しい眼差しが向けられることも事実として否めない。と同時に、その厳しい眼差しには客観性に欠けるものがあることも事実である。それゆえ、中国経済の急成長に評価を与えると同時に社会の諸問題を理由にして中国批判をするというような対中姿勢が国際社会に一般化している。

その原因は二つの側面にあると考える。

内側の要因として、中国は自国の社会内部に現れている自国をよりよい理想的な方向に導く動向を単に社会レベルの問題とし

て扱い、それらは国家全体を代表するシンボルとして国際社会にアピールする、あるいは発信する環境をまだ備えてない。

国際社会では、表に表れている経済力ばかりに注目を集めるか評価を与えるが、中国内部社会の動向に対する関心や評価がまだ集まらないようである。

本報告は、今回のシンポジウムのテーマである『現代中国の国際的影響の拡大』に基づいて、事例を分析する方法で、中国に現れている非経済的・社会変革を求めるための民間組織が登場するまでの歩みとその試みとそのプロセスに現れている中国社会内部の国際社会と向かいあう姿勢を提示することで、21世紀の現在、グローバル化や市場経済化の影響を受け、流動的な状態にある中国社会の実像に関しての全般的な理解を集めることを目的とする。

2 本稿に用いる用語について

国際社会では、一般民間組織を NGO (Non-Governmental Organizations 非政府組織) と NPO (non-profit organization 非営利組織) としてそれぞれに示している。

NGO とは、国連の場合、政府機関とは区別される民間団体を指す用語。国連は社会福祉団体、労働組合・女性団体・経営者団体・専門家集団・宗教団体などのさまざまな分野と組織形態の非政府組織である民間団体すべてを指している。また、国際民間団体と国内民間団体と分かれている。そして、その活動の発展は①救済と福祉、②コミュニティ開発、③民衆(市民)運動の4段階にあり、その役割も各段階に応じて

変化し、①実施者、②動員者、③触媒、④運動体、が個別的に成立するのではなく、社会変化の中で相互に関連し合いながら展開するとされている。

NPOの場合、国際的に通用するNPOとして、①会則を有し、代表者を持つ組織である、②政府機関の一部ではない、③利潤追求や利益配分をしない、④独立の意志決定を持つ、⑤ボランティアな要素を一定にもつこと、と定義されている²。

中国では、1980年代半ばより、数多くしかも種類煩雑な民間組織が相次いで登場してきた。それゆえ、1998年に中国政府は『社会团体登記管理条例』の修正版および『民弁非企業単位登記管理暫定条例』を公布し、同年民政部に民間組織管理局を設けており、公民の結社に関する権利を審議する制度を確立することになった。後掲関連『国際人口与発展論壇』によると、1998年年末まで、全国レベルの社会团体は1800あまり、地方レベルのそれは16.56万であり、企業レベルになってない一般の民間会社は恐らく70万あまり登録していたとされている。

また、登録されている民間組織の中には、下記のような二種類のものがあると指摘されている。

1) 「自上而下的民間組織」(上からの非政府組織)

「上」は「政府」、「下」は民間社会・地域社会を示し、政府から生まれた民間的非営利組織のことを言う。この種の組織は、「上」=政府側において行われている改革と関連して、ある程度は政府が行った改革によって生まれた政府機能の社会化の産物=「下」として、その主要な社会的資源である人や財、モノ、情報、管理とそれに関連する組織資源を含んだほとんどの資源は、主に党と政府機関の権力によってコントロールされている独占的領域から提供されている。

2) 「自下而上的民間組織」(下からの非政府組織)

この種の組織は公民が自発的に組織されたものであり、経済活動の活発化や民主化の発展と関係があり、経済活動や社会を発

展させるための活動、さらには政治活動に参加している。それらの中に、自らの成立を保障するために会社や企業を作るという名目で工商部門に登録するタイプ、あるいは自らの組織をある職場の下位単位として民政局に登録するタイプ、という二種のものがある。また、非営利組織として成立したものの、実際は非営利的な活動を行っているものもある。

以上の二種類の組織はいずれも非政府組織が持つべき民間性・非営利性・自治性と志願性という特徴が欠如していると中国国内の関連研究し指摘されている³。

上記の指摘を踏まえ、筆者にとっての課題は、中国のNGO(非政府組織)とNPO(非営利組織)に対する厳密的な定義をづけることは、中国におけるNGO・NPOが存在する合法性や活動の性質につながることで、非常に困難であると考えられる。すくなくとも下記に要因に関わっている。

第一に、前記のような70万もの民間組織を生産されたのは、計画経済の影響がまだ残っている中国では、民衆層はある組織や団体や企業は、国家部門や国営企業でなければ、非政府組織であるというような認識をもっているからである。国家政府の『社会团体登記管理条例』の修正版および『民弁非企業単位登記管理暫定条例』の公布もそのような認識を一般化にされた動因である。

第二に、中国の民間組織は国家政府に登録せず、許可を得なければ、その成立はできない現状は、国家政治の絶対権力が揺るげないという国全体の環境に生じたものであるといえる。さらには、民衆層の非政府組織は非合法的、反政府的なものであるというような誤った認識も、そのような環境によって一般化されている。

第三に、国際社会では、中国は果たして本来意味でのNGO(非政府組織)とNPO(非営利組織)を生まれるような環境を備えているのか、という認識も一般論になっている。

それゆえ、近年中国に現れる民間組織に定義をづけることはある程度の難度がある

が、それと同時に、玉石混交しているにも拘らず、中国の民間組織には社会公益のために、公民権意識の向上を示せるものもあることは事実として否めない。さらには、それらの努力や貢献はすでに国際社会の注目を集めるようになる。

本稿は幾つかの民間組織の成立時期に沿ってそれらのあり方を呈する。それに基づいて中国の国際影響の拡大は「国家」や「経済活動」という側面によるものだけではなく、民間社会に孕んでいる力による側面、即ち、中国民間社会に現れている国際社会との向かいあう動向にも見られることを提示したい。

また、使用用語上の混乱を避けるために、「民間組織」という用語で本稿の一般内容を示すが、固有組織を示す場合はそれらの固有名称でそのまま表記する。

I 中国政法大学公害被害者法律援助センター (1998年発足)

1 発足の背景

本センターの中国語名称は「汚染被害者法律帮助中心」、別称は「環境資源法研究サービスセンター」である。センター主任は中国政法大学の王燦發教授であり、1994年から、『中国環境報』紙上において、「厳弁護士」という筆名で、全国の公害被害者からさまざまな質問に答えていた。1995年に江蘇省邳州市で発生した、400羽ものアヒルと周辺の養殖魚を一週間のうち死滅させた環境汚染の被害者に対する訴訟支援がセンター開設の端緒となる。

この汚染事故による被害者の農民と漁民およそ7～8戸は、地元政府に救済を求め陳情するが効果なく、地元の裁判所は訴えそのものを受理しなかった。王教授はこれらの被害者を無償で支え、3年の困難な訴訟活動の末に40万元の賠償金を勝ち取った。この過程で被害者救済を阻害する深刻な現状を目の当たりにした王教授は、センターの設立を思い立った。

1998年に同大学内で設立の承認を得た後、約1年間の準備期間を経て、1999年11月1日より本格な環境法支援活動を開始し

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1) 2010
た。「ホット・ライン」と呼ばれる電話番号を新聞などに公開し、電話で公害被害者に法律援助を提供する。通常、電話相談に応ずるのは環境法を専攻する政法大学の大学院生ボランティアである。電話で問題解決されない場合、被害者は直接センター事務所を訪れて相談することもある。訴訟という手段を選ぶ被害者には、センターに登録された弁護士を紹介し、時にはセンターに所属する教授や弁護士が自ら訴訟代理人となる。

「ホット・ライン」開設以来、2008年4月までに全国各地からの相談電話が10870件あり、そのうちセンターを訪れた者は延べ593人、手紙による回答は400通以上に上る。

本センターは中国政府に規定されている民政局には登録されていない社会団体ではなく、同時に大学では学内予算を受けない環境法研究機関として、自ら集めた資金と汚染被害者に無償で法律支援を提供するボランティアによって成り立つ実質的なNPOであるとされている⁴。

センターは環境汚染の被害者に対する法律支援を中心に行うほか、弁護士、裁判官、環境行政職員に対する環境セミナー、環境NGOのためのキャパシティ・ビルディング活動等を展開している。

センター事務所は政法大学の校舎に隣接する古い教職員用宿舎内にある。事務所内は使用されている設備や機械も含め近年のセンターの活躍ぶりとは対照的に地味であるとされている。

2 国際社会における中国政法大学公害被害者法律援助センター

センターは今や、中国国内のみならず海外からも注目される存在となっている。2001年にはフィード財団が中国で実施している「環境保護奨」の「一等賞」が贈られ、2008年5月には日経アジア賞を受賞し300万円を贈与された。

王主任は2007年10月に発売されたTime誌上にも世界の「環境英雄」としてアルゴア前アメリカ合衆国副大統領などと共に

掲載されている。

本センターに関して、アメリカ New York Times, 《华盛顿邮报》, News weekly, Chicago Tribune, Eugene Weekly, 日本『朝日新聞』, 『読売新聞』, NHK, フランス『解放報』, カナダテレビ放送, 韓国テレビ放送, オランダテレビ放送等海外のマスメディアも本センターの事業や影響を報道した。

また、ドイツやカナダ, 韓国, アメリカ, オーストラリア, オランダなどの環境機構や大学との間, シンポジウム開催したり, 共同プロジェクトを行ったりしている。

日本では東海大学(2005年)や命館大学(2009年)との交流も行っている。

II 雲南省チベット族地域の民間組織⁵

1 カワクボ文化社の活動(1999年発足)

文化社は雲南西北部に位置している徳欽県に設けている雲南最高峰(標高 6470m), チベット族にとっての神山の名を冠した民間組織であり, 1999年に発足したものである。

目的はカワクボ地区のチベット族民間伝統文化を収集整理し, 民間文化活動を組織することで文化の継承を図ること, また自然を畏敬するチベット族の伝統を回復して, 人と自然との調和を維持し, 生態環境の保全を図る, さらにチベット族が居住する地域のあいだの交流ならびに他の民族との交流を促進し, チベット文化の発展に寄与することなどが掲げられている。

また, 文化社は伝統的な歌や踊りを訪ねて山村を回りそれらを録音してテープを作り, 『雲南徳欽蔵族民間音楽』(雲南民族文化音像出版社)として出版した, 反響は大きかったが海賊版が出回り, 結局赤字になってしまった。この困難な局面を国外の自然保護 NGO の支援を獲得することで乗り切った。

2003年には世界自然基金 WWF と共同して, ワカクボ山周辺で神山に捧げる儀式の調査を行い, 2004年以降はアメリカに拠点

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1) 2010 を置く巨大な NGO である The Nature Conservancy(TNC)のプロジェクトとして, 伐採が禁止される区域の実地調査を請け負うことで, 経済の援助を得た。そのほかフランスや香港の環境保護組織などから, 野生動物保護のための基礎調査などのプロジェクトを請け負っている。

2 シャングリラ民間自然保護協会の活動(2002年発足)

協会の設立は2002年であり, シャングリラ県人民政府の環境保護局が主管機関となっている。1997年にカフェを開業したチベット族の札西多吉がカフェの収入による貧困村落への支援活動を起点となる。協会の目的と活動は, 自然保護区の自然保全, 伝統文化の保護, 土地所有者権利の維持という。また, 小学の給食施設に対して資金援助し, 大学生に奨学金を出している。

シャングリラでは, 外部から来た資金はわずかな金額で個人所有の土地を買い集めているという。隣接地の麗江ではすでに地元のナシ族の大半が土地を売ってしまったから, このようなことを押し留めることも, 協会の目的の一つだという。

協会は古城から市街地中心部に出たところにあるチベット・カフェに本部にある。このカフェには海外から訪問したバックパッカーを主な客とする宿泊施設があり, 現地の有識者による活動友人として国外のネットワークエコ・ツーリズムによる支援拠点としての機能を果たしている。

この協会にはアメリカ人のサポーターもいる。チベット・カフェでツアーを募り, チベット族の村にステイし, 参加費から寄付を含ませる。ツアーが泊まる農家には, 協会が支援して給水施設やトイレの整備を行う。

また, オランダの旅行代理店と提携してオランダからツアー客も来る。ツアーの収入で牧畜業を改良させたり, ビニールハウスでの野菜栽培に援助したりしている。

III 「公盟研究院」(2003年発足・2005年改名)

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1) 2010
し、法律を武器として公民権を行使しよう
とした上記の法学三博士の試みがついに登
場した⁶。

1 「公盟研究院」登場の背景

「公盟」は法学博士を集めている民間組
織である。

その前身は、2003年3月に起こった「孫
志剛の死」をきっかけに、国務院が1982年
5月12日に公布した『城市流浪乞討人員収
容遣送弁法』を違憲な行政法規として全国
人民代表大会常務委員会に告訴を行った
「法学三博士」（2003年時点、中科技大学
法学院俞江（法学博士）；中国政法大学法
学院藤彪（法学博士）；北京郵電大学文法
学院許志永（法学博士））である。

孫志剛は湖北省黃岡陶店郷幸福村の出身
の者で、2001年武漢科学技術学院芸術系を
卒業した後深圳や広州で働いた。2003年3
月17日の夜、彼がインターネットカフェに
出かける途中警察に遭った。『居民身分証』
を携帯しなかったため、交番まで連行され
た。三日間の後、3月20日に、孫志剛は心
臓発作で広州市のある收容人員救治站（広
州市に設けた收容された人員のための救急
所）に死亡した。

僅か27歳でかつとても健康的であった
孫志剛の急死に、疑問を持つ彼の家族や友
人たちが、その死因を究明するために一ヶ
月近く各関連部門の間を駆け回った。

2003年4月25日、《南方都市报》（南
方都市新聞、広州市に設けている南方新聞
業集団による編集発行）4月26日、『北京
青年報』（北京青年新聞）などの新聞は、孫
志剛の死と彼の家族の、彼の死因を究明す
るための行動が行き詰まる状況について詳
細に報道した。

2003年5月中旬、国家政府は孫志剛の家
族に対して賠償を払ったともに、孫志剛事
件と関わりのあった凶行犯や汚職官員のい
ずれも法律によって制裁した。

しかしそれと同時に、つまるところ孫志
剛は收容送遣制度のスケープゴードである、
收容遣送という時代遅れた制度を改善、あ
るいは廃止しなければ、第二、第三の孫志
剛がまだ現れてくる可能性がある、国家に
よる賠償や犯罪者を裁判にかけることだけ
では、收容送遣制度がもたらした問題を根
元から解決することはできないことに目覚

2 「公盟研究院」を発足した「法学三博 士」の試み

2003年4月より、上記の三名は、1982
年に公布した『城市流浪乞討人員收容遣送
弁法』という違憲立法が長期的に維持され
てきた背景および、それを廃止するための
法的方法を試み始めた。5月中、彼らは『立
法法』第90条の「……前規定以外のその他
の国家機関と社会団体、企業や事業組織お
よび公民は、行政法規、地方性法規、自治
条例と単行条例が憲法あるいは法律に衝突
しているならば、（それらに関する）審査の
提案を文書にして全国人民代表大会常務委
員会に提出することが可能であり、（その提
案を）常務委員会工作機構が研究を行い、
必要なときに、関連の専門的委員会に提出
し審査を受けて意見を求める」⁷という内容
に基づいて、違憲な行政法規や地方法規を
逐一審議して、中国の法制度を統一するこ
とを促すことと目的として、討議を重ねた
上、『关于审查「城市流浪乞討人員收容遣送
办法」的建议书』（『城市流浪乞討人員収
容遣送弁法』に関する審査への提案書）を仕
上げた。

提案は「全国人民代表大会常務委員会、
我々は中華人民共和国の公民として、国務
院が1982年5月12日に公布した、未だに
施行されている『城市流浪乞討人員收容遣
送弁法』が、我が国の憲法と関連法律に衝
突していると認識している、ここであえて
全人代常務委員会に『城市流浪乞討人員収
容遣送弁法』を審議に付すことを提案する」
といった内容である⁸。

2003年5月14日、提案がファクスで全
人代常務委員会法制工作委員会に届き、提
案者に署名したのは前記の法学三博士であ
る。

彼らの提案は「合法的に憲法から受けて
いる権利を使用し、個人の利益のためでは
なく、国家法律の尊厳を見守った」のよう
な法学専門家たちの評価と支持を得た上、

『城市流浪乞討人員收容遣送辦法』を修正すべきか、それとも廃止すべきかに関する議論も引き出された。

その結果、2003年8月1日、國務院第381号政令『城市生活無着的流浪乞討人員救助管理辦法』（『城市において生活不安定の流浪乞討人員の救助管理方法』）が公布され、この政令が公表するとともに、1982年以来、施行され続けてきた行政法規であった『城市流浪乞討人員收容遣送辦法』を廃止することも表明した⁹。

それ以来、收容送還制度の憲違審査に関する提案を提出した三名が「法学三博士」と呼ばれるようになった¹⁰。

3 「公盟研究院」の発足

2003年10月、法学三博士が張星水弁護士（法学博士）を加えて、政府部門での登録手続きを経て、公共利益を守るための非営利的組織である「陽光憲政」（陽光満ちた憲政を求める）を設けた。

2004年、『憲法』が修正される前、「陽光憲政」は共同で『完全我国憲法人権保護条款的建議』（我が国の憲法人権保護条約を完全するための建議）を仕上げた。これは、中国の『憲法』における人権保護条項を全面的に修正し、保護条項を一つの完全な人権保護体系として形成させるための建議書であり、法学者の意見を求めた上全人代に提出した。

2005年、「陽光憲政」は「公盟」に改名した。公盟は理想主義者の公の同盟であるという意味であるとされている。また、公盟は自らの目標を、法によって国を治める、政治の文明化を推進する、公民権の自由を守る、公民社会の発展する空間を広く開拓することに置いている。

このような目標を目指す公盟の主な活動は、下記の通りである。

- ① 典型的な個別事例を通して、法治の進化を推し進めること；
- ② 民衆と関わりの有る関連制度に対する関心を呼びかける；
- ③ 法律による援助が成功を収めた事例をもとに、関連する制度の改革に対

して提案をする；

- ④ 民衆からの投書や陳情について調査研究を行なっている。

例えば、許氏は調査を行う期間中、普通の上訪者を真似て政府関連部門まで出掛け、政府関連部門の守衛に防がれ、ひどく殴られたこともあった。この体験は、のちに、上訪者たちが遭遇した苦境をある程度まで改善するために役に立ったばかりではなく、調査研究に基づいて末端政治体制の改革に関する建議書をも提出した。

また、公盟は積極的に社会問題の解決に参与し、重大事件に関しては理性的・生産的な意見を述べたり、人民代表の選挙に参与したり、制度上の問題について研究を行ったり、立法機能に公盟の政見を説いて回ったりすることを通じて、非合理的な制度を改革しようとしている。

2007年、公盟の活動はついに、国際社会と向いあって、『公民権利と政治権利における国際公約の許可問題』および《徴収法》草案の制定、戸籍制度の改革、人民代表を説得することを通して立法の手順を推し進めることに重点を置くことになる¹¹。

III 消費者權益を保護するための「王海ホット・ライン」（2006年発足）

1 「王海ホット・ライン」発足の背景

1995年『中華人民共和國消費者權益保護法』が公表されたものの、商品の品質が急速に落ちたり、偽造された酒による中毒事件、偽造薬によって命を落とした事件、偽造種子で農民を騙した事件が次々と起こった。「打假英雄」と呼ばれている王海はこのような背景のもとに登場した¹²。

1995年王海はSONY製を標榜したイヤホンを購入、コピー商品だと気付いた。SONY北京駐在事務所においてそのすべてがニセモノであると判明した後、彼は『保護法』第49条の「経営者は詐欺行為を働いた場合、賠償を行わなければならない」という規定に基づいて、北京東城区工商局を賠償交渉の仲介者として、デパート側にコピー商品を購入した損失についての賠償を

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1) 2010
表明、また王海にアメリカの知識産権保護
について、消費者保護委員会の現状につ
いて紹介した。

2006年、王海は「王海熱線消費者權益保
護非営利項目課題組」(消費者權益を保護す
る非営利的なプロジェクト王海ホットライ
ン)という非営利的な組織を設けた。本組
織は、ボランティアをメンバーとして、ホ
ット・ラインを設けて民衆からの摘発を受
け入れ、それを手かかりにして詐欺行為を
調査し、政府部門に報告し、コンサルタン
トとして一般市民や消費者に法律的な援助
を提供し、ニセ商品に関する情報や警報な
どを伝えている。

そ王海氏の「打假」活動は、1995年から
2008年時点で13年間を経た。あらゆる分
野までその影響力が高まった。彼は、自ら
の行動によって法律に影響を与えることが
できるよう期待している。彼は、「かつてニ
セモノは小売業や手工業の工場で作られて
いたが、現在では、有名企業でさえも、あ
る海外ブランドでさえも詐欺を行っている。
しかしながら、それらを取り締まるための
制度や立法に関しては、対応できる措置が
未だに取られてない」と主張した。

2008年時点まで、王海はホット・ライ
ンを公のNGOとして建設し、グローバルゼ
ッションの中その活動を国際社会まで広げ
るために、政府に登録を申請し政府の許可
を得るために苦心している。

IV 民間の国際公益組織「壹基金」(2007 年発足)

壹基金は映画スター李連傑氏が2004年
4月に発足した中国国内を拠点にしている
中国の国際公益組織であり、香港やアメリ
カやシンガポールにも事務所を設けている。
今年6月まで、募金額はすでに1.68億元
に達した。李氏は自身にとって映画は副業
にすぎず、「起業者」としてこの壹基金こそ
が彼の起業の起点であり、壹基金をこれま
で例のない「社会企業」として建設しよう
と語る。

昨年、四川省中江县龙台镇龙台中学の施
設が「5.12」大地震で倒れ、その後、修

請求した。しかしながら、デパート側は「コ
ピー商品であることを承知のうえわざわざ
購入した」という理由で賠償を拒否した。
こうした現状の中、王海は『保護法』を武
器とし、コピー商品であることを承知のう
えそれを公然と違法売買を行う販売側と戦
おうと決心した。

1996年末、王海はコピー商品を撲滅する
活動を組織化するために北京で営利会社と
して「北京大海商務顧問有限公司」を設
立した。その主な業務は企業や会社からの委
託を受け、あるいは企業や会社に雇われ、
さらには政府部門に協力し、コピー商品の
製造や販売を調査し暴露しつつあてきて
いる。たとえば、温州公安局に協力し、偽
造ファスナーを生産した全国最大の事件を
解決したり、国家煙草専売局に協力し、偽
造ブランドタバコを生産する北京最大の拠
点を取り締まったり、浙江省技術監督局に
協力し、バルブを偽造した全国最大の事件
を解決したり、工商部門に協力し、酒を偽
造する北京最大の拠点を取り締まったりし
た。

大海商務は公益事業にも貢献した。王海
と社員らがボランティアの形で1998年に
違法民間医「Z氏家族」違法行為を調査し
た上、その黒幕を国家衛生部に告発した。
これによって1998年末には、衛生部が全
国各地の無許可游医を取り締まる指令を
発した。統計によると、王海とその部下
がZ氏家族を告発したことによって、患者
側は年間20億元の損失を免れた¹³。

2 王海ホット・ラインの登場

王海は、世界中の偽造品を取り締めるた
めに設立されているアメリカのある法律事
務所と協力し、有名ブランドのトランプや
自転車の中国での販売に当たり、その偽
造品を撲滅するための「打假」業務も担
当した。このため、1998年、アメリカク
リントン前大統領が中国訪問期間中、ア
メリカ駐上海領事館で座談会を開催した
際、王海は8名の中国人招聘者の一人と
なった。

王海に対して、クリントン氏は「名前を
よく知っている」「中国消費者の保護者」と

復したが 1400 名あまりの学生や教職員はトイレ不足の状態にあった。そして、壹基会は資金を出して龙台中学に 280 平方メートルのトイレを建設した。また羌族の伝統刺繍「羌繡」に対する援助を通して羌族の女性に就職に機会を提供すると試みしている。

李連傑氏は被害地に援助に手を伸ばすことは容易ではあるが、なりよりも、壹基会の努力や試みを通して、最終的には中国の NGO のために基本的な基準を制定し、その基準を以って中国の NGO を成熟させることに力になりたいのである。

それゆえ、李連傑氏は毎年国内の NGO の中から優秀な NGO を選出し、壹基会がそれらに 100 万元の奨励金を提供する。それらを看板として中国の NGO を成長させる。そして、企業にも NGO に資金援助をするための基準を与える。この措置の目的は中国の慈善事業を統一するところにある。

また、壹基会は中国赤十字との合作の形で、「中国紅十字会李連傑氏壹基会計画」を設立することで、公の資金募集活動を行える資格を備えている。この方式は、中国の国情によるものであり、壹基会を中国に根づきたければ、合法的な国際公益組織と合作しかない、中国では合法的な国際公益組織といえば「中国紅十字会」しかない。壹基会はその下位組織として自らの資金を運営できると李氏が語る。

清華大学 NGO 研究所の観察者は、壹基会の合法性は李連傑氏の国際的な影響と繋がっている。その影響がなければ、その合法性は問題となる。すなわち、壹基会の合

ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.2 (1) 2010
法性は最終的に中国の慈善組織の自主性に関する法の健全に関わることになる。これも李氏が自らの組織を国家の意思決定と結び付く「中国赤十字会」に付属させた要因であると考えている。

むすび

第一に、中国民間社会における民間組織における組織規模で中国政治の不正を打破するための試み、それによる社会を発展させるための動向は、中国の経済活動の活発化や社会の民主化の進展の産物であるといえよう。それらの動向から、世界経済の行方を左右する大国としての中国の改革の核心はもはや経済ではない、法制問題であるという動向が伺える。

第二に、第一にに関連して、中国の民間組織は政府部門に登録をせざるを得ず、あるいは政府部門に付属せざるを得ないようになっていたにも拘らず、また、それぞれの規模や方法においても相違点はあるが、それらの共通点は、中国内部社会のなかで、環境保護意識・公民権益の保護・伝統文化を再評価する動き・慈善事業の拡大などが、国際的な持続可能性を求める動きと共鳴しあい、新たな可能性を開きうるということが出来る、と考える。

¹ 愛知大学現代中国学部教授。

² NGOやNPOについての出所は後掲諸関連参考図書に参照してまとめたものである。

³ 『清華発展研究報告 2003 中国非政府公共部門』および、『国際人口与発展論壇』による。

⁴ 桜井次郎「中国政法大学公害被害者法律援助センター」『天地人』第4号 2008年No,

4による。

⁵ 上田信「模索する雲南チベット族」2008年愛知大学国際中国学研究センターシンポジウム報告による。

⁶ 孫志剛事件や三博士の事例は云翔著「反思收容—从孫志剛事件到收容制度的“变革”」（反省收容—孫志剛事件から收容制度の“变革”まで）『人權』2004年第4期；p 23—30による；『開放中国 改革30年の記憶』

「2003：孫志剛案开启的公民权利道路」

(2003：孫志剛事件から始まった公民権への道) p 267-272; 『日誌中国』第二卷「收容送還办方廃止」p 435-441 によるものである。

⁷ 『立法法』第五章「适用与备案」第九十条 国务院，中央军事委员会，最高人民法院，最高人民检察院和各省，自治区，直辖市的人民代表大会常务委员会认为行政法规，地方性法规，自治条例和单行条例同宪法或者法律相抵触的，可以向全国人民代表大会常务委员会书面提出进行审查的要求，由常务委员会工作机构分送有关的专门委员会进行审查，提出意见。

前款规定以外的其他国家机关和社会团体，企业事业组织以及公民认为行政法规，地方性法规，自治条例和单行条例同宪法或者法律相抵触的，可以向全国人民代表大会常务委员会书面提出进行审查的建议，由常务委员会工作机构进行研究，必要时，送有关的专门委员会进行审查，提出意见。

⁸ 提案原文「全国人民代表大会常务委员会：我们作为中华人民共和国公民，认为国务院1982年5月12日颁发的，至今仍在使用的（城市流浪乞讨人员收容遣送办法）与我国宪法和有关法律相抵触，特向全国人大常委会提出审查《城市流浪乞讨人员收容遣送办法》的建议」『人権』2003年第4期 p 27 による。

⁹ 出所注5同

¹⁰ 高明潔『中国における公民権意識の台頭と社会変革の可能性に関する試み』による。

¹¹ 出所同注5

¹² 王海の事例は『開放中国 改革30年の記憶』に収録されている「1995：“刁民的發端”（1995：ずるく卑劣な者から始まった行い）p 181-190，および『日誌中国』（第三卷）「8月4日 王海打假◎“刁民”王海 叫我社会活动家」（ずるく卑劣な者王海 私を社会活动家と呼んでくれ）p 405-412 等による。

¹³ 「Z氏家族」とは、元々が福建省でネズミを退治する薬を売るために巡回する游医（許可無く巡回する民間医）とその家族のことであった。後に性病を治療できるという名目で全国各地を巡回し、さらには病院や医療機構と協力し、大々的に広告したことで、一夜に

して全国的に有名な「性病治療集団」となった。患者を騙したことによって毎年数千万元を儲けた。出所同注12。

参考文献

全国人大常委会法制工作委员会審定『中華人民共和国法律分類總覽（国家法・行政法卷）』法律出版社 1994年

全国人大常委会法制工作委员会審定『公民的權利与義務』法律出版社 1995年

馬橋憲男『国連とNGO—市民参加の歴史と課題—』有信堂 1999年

遠藤富生編集『国連憲章』小学館 2003年

中国人権研究会主編『人権』2003年全四期『人権』雜誌社發行 2003年

王名主編『清華發展研究報告2003 中国非政府公共部門』北京清華大学出版社 2004年

邓国胜「中国非政府組織發展的新環境」湖北省委宣传部・湖北省人民政府新聞辦公室主办『國際人口与發展論壇』

<http://www.cnhubei.com/200408/ca558619.htm>

藤岡美恵子・越田清和・中野憲志編『国家・社会変革・NGO—政治への視線/NGO運動はどこへ向かうべきか—』新評社 2006年

馬橋憲男，高柳彰夫編『グローバル問題とNGO・市民社会』明石書店 2007年

編集代表 広部和也・杉山高嶺『【解説】条約集』treaties and conventions 2008 三省堂 2008年

桜井次郎「中国政法大学公害被害者法律援助センター」中国環境問題研究拠点編『天地人』第4号，総合地球環境学研究所 2008年 No. 4.

經濟觀察報編著『開放中国 1977-2007 改革30年の記憶』中信出版社 2008年4月
新報社編著『日誌中国 1978-2008 回望改革開放30年』（全六卷）

中国民主法制出版社 2008年10月

上田信「模索する雲南チベット族」国際シンポジウム『中国をめぐる開発と和諧社会』報告 愛知大学国際中国学研究センター主催 2008年12月

高明潔「中国における公民権意識の台頭と社会変革の可能性に関する試み」『紀要』134
愛知大学国際問題研究所 2009年9月

Yahho 中国『中華人民共和国消費者權益保護法』2007年 <http://china.com.cn>

Yahho 中国「中国政法大学汚染受害者法律帮助中心 □Center For Legal Assistance to Pollution Victims in China」
<http://www.clapv.org>

Yahho 中国「公盟研究院」
<http://search.cn.yahho.com>

Yahho 中国「王海熱線」[http:// www.wanghai.net](http://www.wanghai.net)

Yahho 中国「李連傑壹基金」
<http://www.jetlicn.com>